

【令和元事務年度 所得税及び消費税調査等の状況 正誤表】

訂正箇所	正	誤
1ページ I 調査等の状況 1 所得税の調査等 の状況	<p>(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 6 千 4 百件（前事務年度 7 千件）、着眼調査が 2 千 5 百件（同 4 千 5 百件）であり、簡易な接触の件数は<u>5万4千件</u>（同 8 万 2 千 3 百件）となっています。</li> <li>➤ これらの調査等の合計件数は<u>6万2千9百件</u>（同 9 万 3 千 8 百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 4 万 8 百件（同 5 万 6 千 7 百件）となっています。</li> </ul> <p>(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 実地調査による申告漏れ所得金額は、858 億円（同 930 億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 784 億円（同 798 億円）、着眼調査によるものは 74 億円（同 132 億円）となっています。</li> <li>➤ また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は<u>428 億円</u>（同 518 億円）となっており、調査等合計では<u>1,285 億円</u>（同 1,448 億円）となっています。</li> </ul> <p>(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 実地調査による追徴税額は、170 億円（同 177 億円）である</li> </ul>	<p>(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 6 千 4 百件（前事務年度 7 千件）、着眼調査が 2 千 5 百件（同 4 千 5 百件）であり、簡易な接触の件数は<u>5万3千9百件</u>（同 8 万 2 千 3 百件）となっています。</li> <li>➤ これらの調査等の合計件数は<u>6万2千8百件</u>（同 9 万 3 千 8 百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 4 万 8 百件（同 5 万 6 千 7 百件）となっています。</li> </ul> <p>(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 実地調査による申告漏れ所得金額は、858 億円（同 930 億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 784 億円（同 798 億円）、着眼調査によるものは 74 億円（同 132 億円）となっています。</li> <li>➤ また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は<u>427 億円</u>（同 518 億円）となっており、調査等合計では<u>1,284 億円</u>（同 1,448 億円）となっています。</li> </ul> <p>(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 実地調査による追徴税額は、170 億円（同 177 億円）である</li> </ul>

【令和元事務年度 所得税及び消費税調査等の状況 正誤表】

訂正箇所	正	誤
	<p>り、そのうち特別調査・一般調査によるものは 165 億円（同 167 億円）、着眼調査によるものは 5 億円（同 10 億円）となっています。</p> <p>なお、実地調査による追徴税額を 1 件当たりでみると、192 万円（同 154 万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。</p> <p>➤ また、簡易な接触による追徴税額は <u>36 億円</u>（同 44 億円）となっており、調査等合計では <u>206 億円</u>（同 221 億円）となっています。</p>	<p>り、そのうち特別調査・一般調査によるものは 165 億円（同 167 億円）、着眼調査によるものは 5 億円（同 10 億円）となっています。</p> <p>なお、実地調査による追徴税額を 1 件当たりでみると、192 万円（同 154 万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。</p> <p>➤ また、簡易な接触による追徴税額は <u>35 億円</u>（同 44 億円）となっており、調査等合計では <u>205 億円</u>（同 221 億円）となっています。</p>

※下線部が訂正箇所である。

【令和元事務年度 所得税及び消費税調査等の状況 正誤表】

訂正箇所	正										誤										
	区分		実地調査				簡易な接触		調査等合計				区分		実地調査				簡易な接触		調査等合計
項目		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	項目		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比
調査等件数 件	7,048	6,402	90.8%	4,491	2,459	54.8%	11,539	82,250	93,789	67.0%		7,048	6,402	90.8%	4,491	2,459	54.8%	11,539	82,250	93,789	67.0%
申告漏れ等の非違件数	6,321	5,781	91.5%	3,197	1,774	55.5%	9,518	47,212	56,730			6,321	5,781	91.5%	3,197	1,774	55.5%	9,518	47,212	56,730	
申告漏れ等の非違件数	79,832	78,372	98.2%	13,190	7,388	56.0%	93,021	51,769	144,791			79,832	78,372	98.2%	13,190	7,388	56.0%	93,021	51,769	144,791	
所得税額	14,223	14,041	98.7%	911	467	51.3%	15,134	4,256	19,390			14,223	14,041	98.7%	911	467	51.3%	15,134	4,256	19,390	
追徴税額	2,491	2,430	97.6%	108	63	58.3%	2,599	107	2,707			2,491	2,430	97.6%	108	63	58.3%	2,493	95.9%	2,707	
追徴税額	16,714	16,472	98.6%	1,019	529	51.9%	17,733	4,364	22,097			16,714	16,472	98.6%	1,019	529	51.9%	17,733	4,364	22,097	
所得税額	1,133	1,224	108.0%	294	300	102.0%	806	63	154			1,133	1,224	108.0%	294	300	102.0%	806	63	154	
一件当たり追徴税額	202	219	108.4%	20	19	95.0%	131	5	21			202	219	108.4%	20	19	95.0%	131	5	21	
追徴税額	35	38	108.6%	2	3	150.0%	23	0.1	3			35	38	108.6%	2	3	150.0%	23	0.1	3	
追徴税額	237	257	108.4%	23	22	95.7%	154	5	24			237	257	108.4%	23	22	95.7%	154	5	24	
実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。																					

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の件数である。

2 上段は、前事務年度の件数である。

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の件数である。

2 上段は、前事務年度の件数である。

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

※下線部が訂正箇所である。

# **令和元事務年度 所得税及び消費税調査等の状況**

---

令和2年11月

大 阪 国 税 局

## **I 調査等の状況**

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

## **II 主な取組**

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況

## **III 参考計表**

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

# I 調査等の状況

## 1 所得税の調査等の状況

新型コロナウイルス感染症の影響もあり調査等件数は減少したが、1件当たりの追徴税額は増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が6千4百件（前事務年度7千件）、着眼調査が2千5百件（同4千5百件）であり、簡易な接触の件数は5万3千9百件（同8万2千3百件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は6万2千8百件（同9万3千8百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は4万8百件（同5万6千7百件）となっています。

### (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、858億円（同930億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは784億円（同798億円）、着眼調査によるものは74億円（同132億円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は427億円（同518億円）となっており、調査等合計では1,284億円（同1,448億円）となっています。

### (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、170億円（同177億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは165億円（同167億円）、着眼調査によるものは5億円（同10億円）となっています。  
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、192万円（同154万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は35億円（同44億円）となっており、調査等合計では205億円（同221億円）となっています。

#### （参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

## ○ 所得税の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
	特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比			対前年比	
調査等件数 件	7,048 6,402	90.8%	4,491 2,459	54.8%	11,539 8,861	76.8%	82,250 53,937	65.6%	93,789 62,798	67.0%
申告漏れ等の 非違件数	6,321 5,781	91.5%	3,197 1,774	55.5%	9,518 7,555	79.4%	47,212 33,240	70.4%	56,730 40,795	71.9%
申告漏れ 所得金額 百万円	79,832 78,372	98.2%	13,190 7,388	56.0%	93,021 85,760	92.2%	51,769 42,677	82.4%	144,791 128,437	88.7%
追徴税額	本税 百万円	14,223 14,041	98.7%	911 467	15,134 14,508	95.9%	4,256 3,478	81.7%	19,390 17,986	92.8%
	加算税 百万円	2,491 2,430	97.6%	108 63	2,599 2,493	95.9%	107 70	65.4%	2,707 2,562	94.6%
	計 百万円	16,714 16,472	98.6%	1,019 529	17,733 17,001	95.9%	4,364 3,548	81.3%	22,097 20,548	93.0%
一件当たり 追徴税額	申告漏れ 所得金額 万円	1,133 1,224	108.0%	294 300	806 968	120.1%	63 79	125.4%	154 205	133.1%
	本税 万円	202 219	108.4%	20 19	131 164	125.2%	5 6	120.0%	21 29	138.1%
	加算税 万円	35 38	108.6%	2 3	23 28	121.7%	0.1 0.1	100.0%	3 4	133.3%
	計 万円	237 257	108.4%	23 22	154 192	124.7%	5 7	140.0%	24 33	137.5%

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の件数である。

2 上段は、前事務年度の件数である。

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

## (参考) 謹度所得の調査等の状況

➤ 所得税のうち謹度所得に係る調査等の件数が、2千3百件(前事務年度2千9百件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1千9百件(同2千5百件)となっています。

申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、240億円(同271億円)となっています。

項目 事務年度等	平成30事務年度	令和元事務年度	対前事務年度
① 調査等件数	件 2,945	件 2,309	% 78.4
土地建物等	2,098	1,508	71.9
株式等	847	801	94.6
② 申告漏れ等の 非違件数	件 2,477	件 1,948	% 78.6
土地建物等	1,692	1,204	71.2
株式等	785	744	94.8
③ 申告漏れ割合 (② / ①)	% 84.1	% 84.4	ポイント 0.3
土地建物等	80.6	79.8	▲ 0.8
株式等	92.7	92.9	0.2
④ 申告漏れ所得金額	億円 271	億円 240	% 88.4
土地建物等	168	171	101.9
株式等	104	69	66.5
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 921	万円 1,038	% 112.7
土地建物等	799	1,133	141.8
株式等	1,222	859	70.3

(注) 1 土地建物等は、土地建物(分離課税所得)及び金地金等(総合謹度所得)である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

## 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

新型コロナウイルス感染症の影響もあり調査等件数は減少したが、1件当たりの追徴税額は増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が4千3百件（前事務年度4千5百件）、着眼調査が1千2百件（同2千1百件）であり、簡易な接触の件数は4千9百件（同6千3百件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は1万4百件（同1万2千9百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は7千1百件（同1万1百件）となっています。

### (2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、66億円（同66億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは63億円（同61億円）、着眼調査によるものは3億円（同5億円）となっています。  
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、120万円（同100万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は3億円（同8億円）となっており、調査等合計では69億円（同74億円）となっています。

## ○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼 対前年比	計 対前年比	対前年比	対前年比					
調査等件数 件	件	4,521 4,326	95.7%	2,097 1,205	57.5%	6,618 5,531	83.6%	6,266 4,891	78.1%	12,884 10,422	80.9%
申告漏れ等の非違件数 件	件	3,991 3,819	95.7%	1,748 982	56.2%	5,739 4,801	83.7%	4,338 2,289	52.8%	10,077 7,090	70.4%
追徴税額	本税 百万円	5,099 5,289	103.7%	404 269	66.6%	5,503 5,557	101.0%	801 277	34.6%	6,304 5,834	92.5%
	加算税 百万円	1,005 1,039	103.4%	83 52	62.7%	1,088 1,091	100.3%	38 11	28.9%	1,126 1,101	97.8%
	計 百万円	6,104 6,327	103.7%	487 321	65.9%	6,591 6,648	100.9%	839 287	34.2%	7,430 6,936	93.4%
一件当たり 追徴税額	本税 万円	113 122	108.0%	19 22	115.8%	83 101	121.7%	13 6	46.2%	49 56	114.3%
	加算税 万円	22 24	109.1%	4 4	100.0%	16 20	125.0%	0.6 0.2	33.3%	9 11	122.2%
	計 万円	135 146	108.1%	23 27	117.4%	100 120	120.0%	13 6	46.2%	58 67	115.5%

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

## II 主な取組

### 1 富裕層に対する調査状況

#### 【1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額はともに過去最高】

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
  - 令和元事務年度においては、612件（前事務年度672件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,089万円（同2,024万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,224万円（同1,133万円）に比べ1.7倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は128億円（同136億円）に上ります。
  - 1件当たりの追徴税額は665万円（同644万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の257万円（同237万円）に比べ2.6倍となっています。また、追徴税額の総額は41億円（同43億円）に上ります。
  - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は917万円（同1,276万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の257万円に比べ3.6倍と高額となっています。

#### ○ 富裕層に対する調査の状況

事務年度等		30事務年度	元事務年度	対前年比
調 査 件 数	件	672	612	91.1%
申告漏れ等の非違件数	件	554	515	93.0%
申 告 漏 れ 所 得 金 額	億円	136	128	94.1%
追 徹 税 額	億円	43	41	95.3%
一 件 当 た り	申 告 漏 れ 所 得 金 額	万円	2,024	2,089 103.2%
	追 徹 税 額	万円	644	665 103.3%

元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
6,402	
5,781	
784	
165	
1,224	
257	

#### ○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

事務年度等		30事務年度	元事務年度	対前年比
調 査 件 数	件	209	258	123.4%
申告漏れ等の非違件数	件	173	215	124.3%
申 告 漏 れ 所 得 金 額	億円	84	75	89.3%
追 徹 税 額	億円	27	24	88.9%
一 件 当 た り	申 告 漏 れ 所 得 金 額	万円	4,001	2,903 72.6%
	追 徹 税 額	万円	1,276	917 71.9%

元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
6,402	
5,781	
784	
165	
1,224	
257	

## 2 海外投資を行っている個人に対する調査状況

### 【1件当たりの追徴税額は所得税実地調査全体の2.2倍】

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。

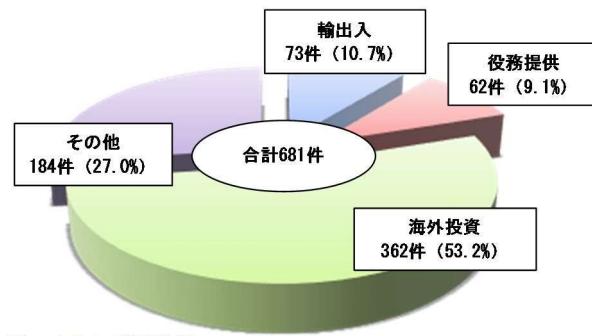
- 令和元事務年度においては、681件（前事務年度734件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,164万円（同2,179万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,224万円（同1,133万円）と比べ1.8倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は147億円（同160億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は553万円（同571万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の257万円（同237万円）と比べ2.2倍となっています。また、追徴税額の総額は38億円（同42億円）に上ります。

### ○ 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

項目	事務年度等	30事務年度	元事務年度	対前年比
調査件数	件	734	681	92.8%
申告漏れ等の非違件数	件	656	604	92.1%
申告漏れ所得金額	億円	160	147	91.9%
追徴税額	億円	42	38	90.5%
一件当たり	申告漏れ所得金額 万円	2,179	2,164	99.3%
	追徴税額 万円	571	553	96.8%

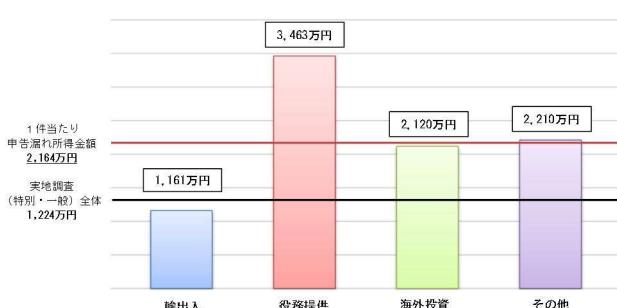
元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
6,402
5,781
784
165
1,224
257

### ○ 取引区別の調査状況



(注) ( ) 内の数値は構成比

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



1 「輸出/入」：事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。

2 「役務提供」：工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。

3 「海外投資」：海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。

4 「その他」：海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

### 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

#### 【1件当たりの申告漏れ所得金額は過去最高】

- シェアリングエコノミー等の新たな分野の経済活動をはじめ、インターネット取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

- 令和元事務年度においては、345件（前事務年度439件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,385万円（同1,282万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,224万円（同1,133万円）に比べ1.1倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は48億円（同56億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は294万円（同338万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の257万円（同237万円）に比べ1.1倍となっています。また追徴税額の総額は10億円（前事務年度15億円）に上ります。

#### ○ インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

項目	事務年度等		30事務年度	元事務年度	対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	調査件数	件				
調査件数	439		345	78.6%		6,402
申告漏れ等の非違件数	378		310	82.0%		5,781
申告漏れ所得金額	56	億円	48	85.7%		784
追徴税額	15	億円	10	66.7%		165
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,282	1,385	108.0%	1,224
	追徴税額	万円	338	294	87.0%	257

## 4 無申告者に対する調査状況

### 【消費税無申告者に対する1件当たりの追徴税額は過去最高】

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

#### <所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和元事務年度においては、855件（前事務年度1,002件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,160万円（同2,032万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,224万円（同1,133万円）に比べ1.8倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は185億円（同204億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は306万円（同338万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の257万円の1.2倍となっています。また、追徴税額の総額は26億円（同34億円）に上ります。

#### <消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和元事務年度においては、1,569件（同1,697件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は226万円（同201万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の146万円（同135万円）の1.5倍となっています。また、追徴税額の総額は35億円（同34億円）に上ります。

## ○ 無申告者に対する調査状況

#### <所得税>

項目	事務年度等		30事務年度	元事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	1,002		855	85.3%	
申告漏れ所得金額	億円		204	185	90.7%
追徴税額	億円		34	26	76.5%
一件当たり 申告漏れ 所得金額	万円		2,032	2,160	106.3%
追徴税額	万円		338	306	90.5%

#### <消費税>

項目	事務年度等		30事務年度	元事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	1,697		1,569	92.5%	
追徴税額	億円		34	35	102.9%
一件当たり 追徴税額	万円		201	226	112.4%
			1,224		
			257		

### III 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業種目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
位		万円	万円	位
1	すし	2,406	1,049	-
2	風俗業	2,363	2,030	1
3	くず金・くず鉄卸売業	1,683	679	-
4	バ	1,430	830	13
5	冷暖房設備工事	1,414	428	9
6	解体工事	1,357	542	-
7	一般貨物自動車運送	1,247	424	15
8	ダンプ運送	1,169	321	-
9	電気通信工事	1,160	343	-
10	スナック	1,160	285	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得額が高額な業種

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得額が高額な業種

業種	平成22事業年度			平成23事業年度			平成24事業年度			平成25事業年度			平成26事業年度		
	1件当たり 申告漏 れ所得 金額	業種	1件当たり 申告漏 れ所得 金額	業種	1件当たり 申告漏 れ所得 金額	業種	1件当たり 申告漏 れ所得 金額	業種	1件当たり 申告漏 れ所得 金額	業種	1件当たり 申告漏 れ所得 金額	業種	1件当たり 申告漏 れ所得 金額	業種	
1 風俗業	万円	2,560	くず紙卸売業	3,002	パチンコ	5,362	賃金業	10,341	風俗業	10,341	風俗業	10,341	風俗業	2,516	
2 麻雀クラブ	万円	2,063	風俗業	2,311	医薬品小売業	2,213	風俗業	9,159	食肉卸売業	1,761	廃棄物処理業	1,761	食肉卸売業	1,542	
3 貸金業	万円	1,959	パチンコ	1,591	風俗業	1,998	くず紙卸売業	1,684	整形外科医	1,684	整形外科医	1,684	整形外科医	1,357	
4 くず金卸売業	万円	1,900	貸金業	1,549	賃金業	1,919	食肉小売業	1,568	一般機械器具業	1,827	廃棄物処理業	1,568	一般機械器具業	1,163	
5 くず紙卸売業	万円	1,666	繊維受託加工	1,310	食肉卸売業	1,423	清掃業	1,551	冷暖房設備工事	1,423	清掃業	1,551	冷暖房設備工事	1,414	

業種	平成27事業年度			平成28事業年度			平成29事業年度			平成30事業年度			令和元事業年度		
	1件当たり 申告漏 れ所得 金額	業種	1件当たり 申告漏 れ所得 金額	業種	1件当たり 申告漏 れ所得 金額	業種	1件当たり 申告漏 れ所得 金額	業種	1件当たり 申告漏 れ所得 金額	業種	1件当たり 申告漏 れ所得 金額	業種	1件当たり 申告漏 れ所得 金額	業種	
1 風俗業	万円	2,036	風俗業	1,805	キャバクラ	2,715	風俗業	2,424	すばる	2,424	すばる	2,424	すばる	2,406	
2 人材派遣業	万円	1,650	食肉小売業	1,465	機械器具部品修理	2,000	人材派遣業	1,902	風俗業	1,902	風俗業	1,902	風俗業	2,363	
3 医薬品小売業	万円	1,148	特定貨物自動車運送	1,198	す	し	1,645	不動産代理仲介	1,759	くすり・くすり・くすり	1,759	不動産代理仲介	1,759	くすり・くすり・くすり	1,683
4 解体工事	万円	1,003	防水工事	1,165	パ	一	1,612	機械器具部品修理	1,588	鉄骨・鉄筋工事	1,588	機械器具部品修理	1,588	鉄骨・鉄筋工事	1,430
5 鉄骨・鉄筋工事	万円	999	ダブル運送	1,117	風俗業	1,423	清掃業	1,551	冷暖房設備工事	1,423	清掃業	1,551	冷暖房設備工事	1,414	

(注) 1件当たりの申告漏れ所得金額は、調査全年分に係るものである。